

公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、高松市スポーツ少年団（以下「スポ少」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポ少は、スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬するとともに、文化活動、奉仕活動を計画的、継続的に行う単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）を育成し、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(組織)

第3条 スポ少は、高松市において登録した単位団を統括し代表する組織体とする。

(構成)

第4条 スポ少は、前条に掲げる高松市内を活動の拠点とする単位団をもって構成する。

(任務)

第5条 スポ少は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポ少の育成計画策定と実施に関すること。
- (2) スポ少活動の普及指導に関すること。
- (3) スポ少指導者及びリーダーの養成と活用に関すること。
- (4) スポ少交流行事の実施及び推進に関すること。
- (5) スポ少の広報活動に関すること。
- (6) スポ少の活動開発に関する調査、研究に関すること。
- (7) スポ少並びに団員及び指導者の顕彰に関すること。
- (8) 関係団体との連携に関すること。
- (9) その他、青少年のスポーツに関すること。

2 スポ少は、前項の業務に関し決定及び実施の権限を有する。ただし、業務実施の基本方針及び予算、決算並びにその変更については、協会会長の承認を得なければならない。

(登録)

第6条 スポ少への加入は、別に定めるスポ少登録要領（平成30年協会要領第12号）により行うものとする。

(役員)

第7条 スポ少に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名

2 本部長は、委員総会で推挙し、協会理事会の承認を得て、協会会長が委嘱する。

3 副本部長は、常任委員会で推挙し、委員総会の承認を得て、本部長が委嘱する。

4 常任委員は、指導者協議会会則第14条に定める専門委員会ごとに1名並びに母集団協議会の委員長及び副委員長を、本部長が委嘱する。

5 前項のほか、スポ少の育成者及び学識経験者から、常任委員を委嘱することができる。

(名誉委員等)

第8条 本部長は、委員総会に諮って、スポ少の事業に顕著な貢献をした者を、名誉委員に推挙することができる。

2 本部長は、常任委員会に諮って、顧問を委嘱することができる。

(役員職務権限)

第9条 本部長は、スポ少を代表し団務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 常任委員は、常任委員会を組織してスポ少の団務を執行する。

4 顧問は、本部長の諮問に応じる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残

任期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員総会)

第11条 委員総会は、役員並びに単位団の指導者及び母集団のうちから1名ずつ選出された委員(以下「委員」という。)をもって構成し、スポ少の事業計画、予算、事業報告、決算その他団務に関する重要事項を議決する。

- 2 委員総会は、年2回開催する。

- 3 臨時委員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 常任委員が必要と認めたとき。

- (2) 役員以外の委員の3分の1以上から、臨時委員総会の目的である事項を記載した書面をもって本部長に招集の請求があったとき。

(招集)

第12条 委員総会は、本部長が招集し議長を務める。ただし、本部長が欠けたとき又は事故があるときは、副本部長が招集する。

(招集手続)

第13条 委員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、役員及び委員に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第14条 役員又は委員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の役員又は委員に委任することができる。この場合において委任した役員又は委員は、出席したものとみなす。

(定足数)

第15条 委員総会は、役員及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決方法)

第16条 委員総会の議決は、出席役員(議長を除く。)及び委員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、役員として議決に加わることはできない。

(常任委員会)

第17条 常任委員会は、役員をもって構成し、スポ少の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて開催する。

(規定の準用)

第18条 常任委員会の招集等については、第12条から第16条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「委員総会」とあるのは「常任委員会」と、「役員及び委員」とあるのは「役員」とする。

(議事録)

第19条 委員総会及び常任委員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

2 前項の議事録は、本部長及び出席した常任委員のうちから選出された議事録署名人1名が、記名押印する。

(協議会)

第20条 スポ少に指導者の資質及び指導力の向上のため、指導者協議会を置く。

2 スポ少に母集団の資質の向上及び健全育成のため、母集団協議会を置く。

3 前2項の協議会について必要な事項は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(専門部会)

第21条 スポ少に専門部会を置くことができる。

2 専門部会についての必要な事項は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(リーダー会)

第22条 スポ少にリーダーの資質向上及び健全育成のため、リーダー会を置く。

2 リーダー会について必要な事項は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(費用弁償)

第23条 第7条第1項に規定する役員が、委員総会又は常任委員会に出席したとき若しくは本部長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項の費用の額及び支出方法は、常任委員会の決議を経て別に定める。

(倫理)

第24条 スポ少の役員並びに登録指導者及び団員の倫理に関する事項については、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程の規定を準用する。

(事務局)

第25条 スポ少の事務局は、協会の事務局に置く。

(規程の改正)

第26条 この規程の改正は、委員総会において、3分の2以上の同意を得た後、協会理事会の承認を受けて改正することができる。

(委任)

第27条 この規程の施行について必要な事項は、委員総会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年第1回協会定時理事会の決議があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(最初の役員、名誉委員及び顧問)

2 スポ少の最初の役員、名誉委員及び顧問は、別表第1及び別表第2に掲げる者とし、任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度とする。

別表第1（第7条関係）

役職名	役員名
本部長	西山 文人
副本部長	河野 徹夫、中村 隆志、杉山 孝太郎、畑本 章子
常任委員	奥 弘文、今井 由幸、由淵 聖、古川 勝士、松岡 一馬、 天野 孝則、二宮 実知子、福井 智紀、野元 浩幹、 白石 由子、溝渕 豊仁、栗田 康市、辻 正彦、西川 靖子、 池内 三雄、杉本 節也、笹岡 良二、佐野 賢裕、大西 努、 平野 勝也、吉川 清統

別表第2（第8条関係）

役職名	役員名
名誉委員	住谷 幸伸、山下 沃太郎
顧問	藤澤 正